

仕 様 書

北陸信越運輸局

1. 工 事 名 長野運輸支局庁舎排水設備更新工事
2. 工 事 場 所 長野県長野市西和田 1 - 3 5 - 4
3. 履 行 期 限 令和 7 年 3 月 2 1 日 (金)
4. 一般事項
 - (1) 本工事に関して、この仕様書によるほか、国土交通省建築工事共通仕様書・機械設備工事共通仕様書・電気設備工事共通仕様書に基づき、施工するものとする。
 - (2) 本仕様書に明記のない場合又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議すること。
 - (3) 契約事項及び代金支払方法等については、北陸信越運輸局で定める工事請負契約書による。
 - (4) 着工に先立ち工程表を提出し、監督職員の承認を受けること。
 - (5) 外観、構造、法令、機能上当然必要と監督職員が認め、指示する工事については、異議なく受注者の負担で施工すること。
 - (6) 本工事に関して、不完全と指摘を受けた場合、受注者は全責任を負い、再施工を行うものとする。
 - (7) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人（受注者）の責任とし、関係法令に従ってこれを行うこと。
 - (8) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、十分な養生をする等事故の防止に努めること。
 - (9) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従って処置すると共に下記の事項を守ること。
 - ① 第三者に災害を及ぼしてはならない。
 - ② 公害の防止に努めること。なお、地上又は地下埋設物件のほか上水道等に損害を与え、又は、その機能を阻害しないように適切な防護をし、十分注意すること。万一これらに損害を与えたときは、受注者の負担で復旧または補償を行うこと。
 - (10) 工事期間中は職員の業務に支障がないよう施工すること。
また、万一業務に支障をきたすような場合は、閉庁日（土、日、祝日）

に施工すること。

- (11) 資材等の置き場、工事車両の進入路等については、監督職員と打合せのうえ決定すること。
- (12) 受注者は、工事全般に渡り工事施工過程及び竣工を示すに足りる写真を撮影し、竣工後速やかに報告書とともに監督職員を通じて提出すること。
なお、写真の大きさ、枚数、報告書の内容等については、監督職員の指示によること。
- (13) 受注者は、その他指示された書類について、監督職員を通じて遅滞なく提出し、承認を受けること。

5. 特記事項

(1) トイレ排水管更新工事（施工場所は別紙平面図のとおり）

1) 1階男子トイレ

- ・排水管取替 耐火2層管に取り替えること。
- ・床、巾木取替 長尺塩ビシート
- ・汚垂石取替 TOTO ハイドロセラ薄型同等品

2) 1階女子トイレ

- ・排水管取替 耐火2層管に取り替えること。
- ・床、巾木取替 長尺塩ビシート

3) 2階男子トイレ

- ・排水管取替 耐火2層管に取り替えること。
- ・床、巾木取替 長尺塩ビシート
- ・トイレブース取替 ポリ合板巾木タイプ
扉を外開きから内開きに変更すること。
1階男子トイレのブース寸法を参考に設置すること。
- ・ウォシュレット付き洋式便器新設（2箇所）※既存洋式便器は撤去
参考品番：INAX アメージュ便器リトイレ
- ・便器据付及び配管工事
便器設置を現在の斜め配置から正面配置に変更すること。

4) 2階女子トイレ

- ・排水管取替 耐火2層管に取り替えること。
- ・床、巾木取替 長尺塩ビシート
- ・トイレブース取替 ポリ合板巾木タイプ

- (2) 本工事に必要となる部材は受注者において用意すること。また、本工事に伴い発生する廃棄物については適切に処分すること。
- (3) 作業後は原状回復を行うこと。
- (4) 本工事完了後、完成図面を作成し、納入すること。
- (5) 施工において疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、監督職員の指示に基づき施工すること。

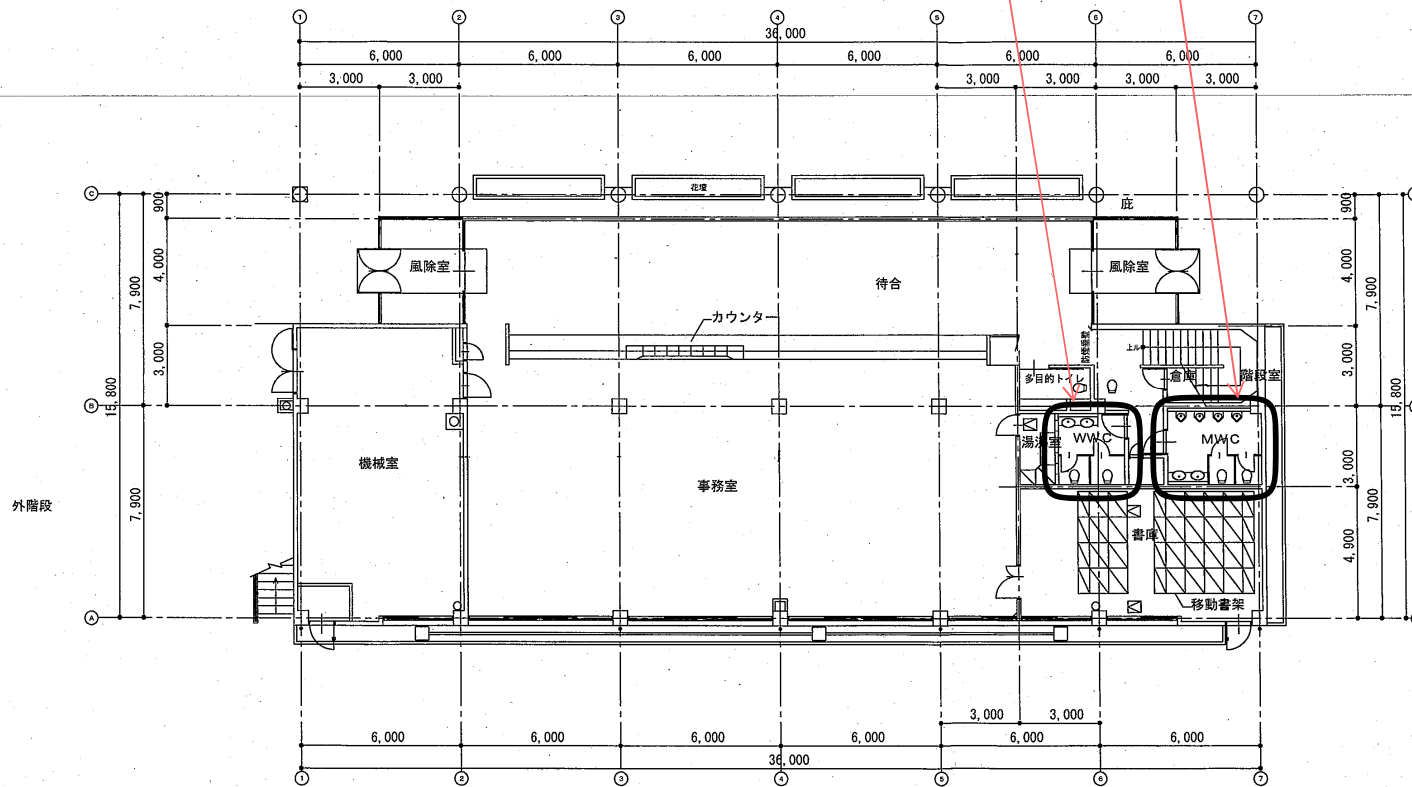
6. 作業は、主任技術者立ち会いのもとで行うこと。

7. 監督職員

長野運輸支局 首席運輸企画専門官（総務企画）

改修対象 (女子トイレ)

改修対象 (男子トイレ)



1階平面図 S=1/200

